

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻(開発経済学・慣習経済分野)公募要項

1.	職名及び人数	准教授 1名
2.	採用予定日	2024年4月1日
3.	契約期間	期間の定めなし
4.	試用期間	採用された日から6月間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科(東京都目黒区駒場3-8-1)
6.	所属	大学院総合文化研究科国際社会科学専攻国際協力論講座
7.	業務内容	<p>1) 大学院国際社会科学専攻における「開発経済学」「慣習経済」分野の授業、所属大学院生の研究指導など</p> <p>2) 教養学部後期課程(3・4年生対象): 教養学科総合社会科学分科国際関係論コース科目: 「経済発展」あるいは「開発経済学」分野の授業、指導など</p> <p>3) 教養学部前期課程(1・2年生対象): 基礎科目「経済Ⅰ」、「初年次ゼミナール文科」など</p> <p>4) 学内行政全般</p>
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	<p>学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。</p> <p>参考 大学卒/25万円~ 修士修了/28万円~ 博士修了/34万円~ 医学博士修了/36万円~</p> <p>諸手当 賞与(年2回)、通勤手当(原則55,000円/月まで)の他、本学の定めるところによる。</p>
12.	加入保険	文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13.	応募資格	<p>以下のすべてに該当する方:</p> <p>1) 開発経済学と対象地域社会に対する深い理解にもとづき、経済学と地域研究を架橋する新たな研究領域を創出し、その成果を理解する人材の教育に意欲を持つ方</p> <p>2) 上記に関わる博士号あるいはPh.D.を有するか、もしくはそれと同等の研究業績を有する方</p>
14.	提出書類	<p>自薦の場合</p> <p>1) 履歴書(東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。) https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</p> <p>2) 業績リスト(論文、著書、翻訳、学会発表など項目別に書いてください)</p> <p>3) 主要著書・論文(本体またはコピー、抜き刷り)3点(博士論文がある場合はこの中に含める)。業績については追加提出を求むる場合があります。</p> <p>4) 博士号取得を証明する書類(コピー可。学位取得予定者の場合、その旨を証明する所属長もしくは指導教員の文書を添付すること)</p>

		<p>5) 学会活動及び所属組織での学内行政活動などの経歴書</p> <p>6) 応募者の業績や人柄などについて問い合わせることのできる研究者2名(氏名と連絡先)</p> <p>他薦の場合</p> <p>1) 履歴書(概要でも可。書式自由)</p> <p>2) 研究業績リスト(概要でも可。論文、著書、翻訳、学会発表など項目別に書いてください。)</p> <p>3) 主要業績3点(コピー可) 業績については追加提出を求める場合があります。</p> <p>4) 推薦書(A4用紙に2枚程度。書式自由)</p>
15.	提出方法	<p>〈電子媒体での提出〉</p> <p>上記書類の電子ファイルを以下のURLにアップロードすること。</p> <p>https://dawn03.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/1xBEGa3J-8KARVABDFWGoek5BQuRSN3wvPs-g1Pox4W9</p> <p>※2~3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
16.	応募締切	2023年5月12日(金) 必着
17.	問い合わせ先	<p>〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1</p> <p>東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻</p> <p>TEL:03-5454-6500 e-mail:dasis【at】waka.c.u-tokyo.ac.jp</p> <p>(上記のメールアドレスの【at】は@に置き換えてください)</p>
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙(屋外に指定喫煙場所あり)
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。